

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-16)

| 施策目標             |  | 16 自動車事故の被害者の救済を図る  |                  |                  |                |       |   | 担当部局名     | 自動車局       |       | 作成責任者名                        | 大臣官房参事官(保障制度) 増田直樹   |            |         |  |
|------------------|--|---|------------------|------------------|----------------|-------|---|-----------|------------|-------|-------------------------------|--|------------|---------|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 |  | 現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。 |                  |                  |                |       |   | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け |       | 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保    |  | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 |  |
| 業績指標             |  | 初期値   | 実績値              |                  |                |       |   | 評価結果      | 目標値        | 目標年度  | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 |  |            |         |  |
|                  |  | 目標値設定年度   | 23年度             | 24年度             | 25年度           | 26年度  | 27年度  |           |            |       |                               |  |            |         |  |
| 65               | 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実<br>(①訪問支援サービスの実施割合)       | 34.1%   | 平成22年度           | 40.6%            | 46.3%          | 49.5% | 55.2%   | 60.6%     |            | 60.0% | 平成28年度                        | ・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。<br>・目標値については、平成22年度中に重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅へ訪問を行ったのは重度後遺障害者の内約3割となっていたため、限られた人員で効率化を図りながら、平成28年度までに6割以上の方へ訪問支援サービスを行うことを目標値として設定。 |            |         |  |
| 65               | 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実<br>(②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率) | 12.8%   | 平成25年度           | -                | -              | 12.8% | 42.6%   | 76.6%     |            | 100%  | 平成32年度                        | ・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、在宅の重度後遺障害者の安定的な療養生活の維持や介護者の肉体的・精神的な負担の軽減を図る必要があるため。<br>・目標値については、平成25年度より事業として開始した在宅の重度後遺障害者の短期入所を受け入れる協力施設の全国カバー率を平成32年度までに100%とすることを目標値として設定。  |            |         |  |
| 達成手段(開始年度)       |  | 予算額計(執行額)   |                  |                  | 28年度当初予算額(百万円) |       | 達成手段の概要   |           |            |       | 関連する業績指標番号                    | 達成手段の目標(28年度)<br>(上段:アウトプット、下段:アウトカム)  |            |         |  |
|                  |  | 28年度行政事業レビュー事業番号  | 25年度(百万円)        | 26年度(百万円)        | 27年度(百万円)      |       |   |           |            |       |                               |  |            |         |  |
| (1)              | ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払<br>(昭和30年度)                | 198   | 4,025<br>(2,480) | 3,750<br>(1,908) | 3,530          | 3,072 | ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施することにより、自動車事故の被害者救済を図る。  |           |            |       | -                             | 短縮する書類審査期間:3日<br>書類審査期間の短縮:25日   |            |         |  |
| (2)              | 被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行<br>(昭和42年度)                   | 199   | 720<br>(720)     | 720<br>(720)     | 720            | 720   | 自動車事故に係る損害賠償問題、自賠責の保険金の支払いに関する紛争について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談、指導、調停等を受けられる環境の整備を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。   |           |            |       | -                             | 相談件数:50,320件<br>示談あつ旋件数:2,080件<br>申請受付件数:944件<br>相談件数:50,320件<br>示談あつ旋率:82.6%  |            |         |  |
| (3)              | 自動車事故による被害者遺族等に対する支援<br>(昭和51年度)                   | 200   | 87<br>(46)       | 64<br>(39)       | 23             | 20    | 自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備することにより、自動車事故被害者の救済を図る。  |           |            |       | -                             | 新規加入者数:85人<br>情報誌送付箇所数:4,058箇所   |            |         |  |
| (4)              | 自動車事故による被害者対策の充実<br>(昭和42年度)                       | 201   | 3,619<br>(3,312) | 3,624<br>(3,283) | 3,681          | 3,676 | ・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者の介護に要する費用の支援<br>・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備等に要する経費の補助<br>・自動車事故現場における負傷者への迅速かつ適切な応急処置方法の普及のための自動車運転者等に対して実施する自動車事故救急法講習事業に要する経費を補助することにより、自動車事故被害者の救済を図る。 |           |            |       | -                             | 介護料延べ受給者数:18,892件<br>補助医療機関数:8病院<br>補助医療機関数及び障害者施設支援数:42病院等<br>補助事業数:2者<br>重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4点<br>補助医療機関数:8病院<br>補助医療機関数及び障害者施設支援数:42病院等  |            |         |  |
| (5)              | 自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)<br>(平成19年度)         | 202   | 1,077<br>(975)   | 1,008<br>(994)   | 1,000          | 1,004 | 衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施することにより、自動車事故の発生を防止する。   |           |            |       | -                             | 補助金交付件数:4,000件<br>事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数:250人<br>事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:30,000件   |            |         |  |
| (6)              | 自動車事故を防止するための取組支援<br>(平成21年度)                      | 203   | 40<br>(21)       | 40<br>(31)       | 20             | 22    | 自動車運転者等に対して実施等する安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の経費を補助することにより、自動車事故の発生防止を図る。   |           |            |       | -                             | 補助事業者数:17者<br>補助事業者数:17者   |            |         |  |

|   |       |         |         |        |        |   |   |   |
|---|-------|---------|---------|--------|--------|---|---|---|
| (7) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金<br>(平成15年度)     | 204   | 6,772   | 6,893   | 6,658  | 6,900  | 【被害者援護業務】<br>・自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に適切な治療・看護等を行う療護施設(療護センター及び療護施設機能委託病床)の設置・運営<br>・介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やその家族等の介護に関する相談や各種情報の提供等<br>・交通遺児等に対する育成資金の貸付け等<br>【安全指導業務】<br>・運行管理者等に対する指導講習<br>・運転者に対する適性診断<br>【自動車アセスメント業務】<br>・自動車の安全性能に関する評価の実施及びその公表 | 87  | 受入患者数:237人  |
|   |       | (6,772) | (6,893) |        |        |   |   | 療護施設における脱却者数:19人  |
|   |       |         |         |        |        |   |   |   |
| (8) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費<br>(平成15年度)      | 205   | 405     | 404     | 543    | 476    | 自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を受け入れ、適切な治療・看護等を行う療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故被害者の支援を図る。  | -   | 中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数:5件                    |
|   | (391) | (316)   | (472)   |        |        |   | 療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):19件 |   |
| (9) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化<br>(平成26年度) | 206   | -       | 58      | 58     | 60     | 事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故について、その原因分析の深化を図り、事故の要因や事故に至った背景等について必要な情報を収集するなど、より高度かつ複合的な調査分析の実現を図るとともに、より客観性、実効性のある再発防止対策の提言を得る。  | -   | 事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言:6件                                 |
|   |       | -       | (58)    |        |        |   |   | 事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数:30,000件<br>事業用トラックの追突による人身事故件数:7,000件 |
| 施策の予算額・執行額                                |       | 16,745  | 16,562  | 16,231 | 15,950 | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施策方針演説等のうち主なもの)   | なし  |   |
| 備考  |       |         |         |        |        |   |   |   |